

## 役員推薦及び選任規定

第1条 本規定は、一般社団法人東部日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）の役員の推薦及び選任について、定めることを目的とする。

第2条 本規定において推薦する役員とは、理事及び監事とする。

第3条 本法人の役員の候補者は、次の各号の者とする。

- (1) 理事の候補者は、本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して3年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。
- (2) 監事の候補者は、本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して10年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。
- (3) 役員任期中に満 71歳を迎える社員は、役員候補者となることはできない。

第4条 本法人の理事候補者及び監事候補者の推薦について、次の各号の者で構成する役員選任管理会を設置する。

- (1) 代表理事及び業務執行理事。但し、その数が6名に満たない場合は、他の理事。
- (2) 本法人の各団体会員の各代表者
- 2 役員選任管理会は、当該役員を選任する社員総会の3カ月以上前に設置し、当該社員総会終了時に解散する。
- 3 役員選任管理会は、理事及び監事の候補者を推薦する。
- 4 代表理事は、前項により推薦された各候補者について、理事会に報告する。
- 5 理事会は、前項による報告をもとに理事及び監事の各候補者を決定し、社員総会に提案する。

第5条 本法人の理事及び監事は、定款第16条に定めるとおり、社員総会において選任する。

- 2 前項の社員総会で選任された理事及び監事は、就任後、速やかに理事会を開催し、定款第34条第1項第3号に定めるとおり、代表理事及び業務執行理事を選任する。
- 3 代表理事は本法人及びその前身である日本ボールルームダンス連盟東部総局に通算して10年以上在籍している社員とする。但し、社員資格停止期間及び休会期間は算入しない。

第6条 役員選任管理会は、役員選任期間において、理事及び監事の立候補の受付期間及び手続を定めて社員に告示するものとする。

付則 平成26年9月25日 理事会承認